

海外事務所だより

北京事務所

中国における自治体の活動拠点

(財)自治体国際化協会北京事務所所長補佐 常金 志信(香川県派遣)

本誌5月号掲載の特集「海外拠点を活用した自治体の国際戦略」のとおり、近年自治体の海外進出は活発になっています。中国に限って言えば、都道府県・政令指定都市は言うまでもなく、それ以外の市などでも中国語記載の観光パンフレットを作成するなど、外国人観光客誘致や地場産品の海外販路開拓などの海外活動を展開している自治体は少なくありません。とはいえ、具体的にどのようなものを足掛かりとして海外に行くのか、海外で具体的にどのような活動をするのか、といった点については、まだまだ手探りの自治体もあるのではないのでしょうか。そこで本稿では、自治体の海外拠点の現状、各種団体との連携などについて紹介します。

自治体の海外における活動

自治体の海外における活動を大きく3つに分けると、

- ①友好交流団体などとの人的交流や開発協力
- ②地場産品の海外販路開拓や地元企業への中国進出支援
- ③外国人観光客の誘致活動

となります。①は姉妹都市などの友好交流団体と相互に学生や自治体職員などを派遣したり、日本の自治体の持つ行政運営などのノウハウを相手先に教えたりすることなどが挙げられます。②は、近年特に顕著ですが、商品見本市などの展覧会や商談会への参加など、地場産品やサービス産業の

海外販路開拓の支援や、相対的に低賃金な労働力を求めて中国に進出を計画している地元企業の支援などです。③も近年多くの自治体が行っていますが、豊かになった中国の富裕層などを狙い、旅行博覧会や旅行会社などで各自治体がそれぞれの特徴をアピールして地元への旅行誘致を行うものとなっています。

自治体の中国における活動拠点

自治体が中国において活動する場合、どのような方法によって活動するかについては、拠点をどのように置くかによって次のように大別できるでしょう。

- ・各自治体が中国にそれぞれ設置する事務所（または業務委託する現地法人など）を活用
- ・政府系機関の在中国事務所や当事務所などと連携して活動
- ・日本で民間事業者へ委託

これらはそれぞれ独立というわけではなく、むしろ関連するケースが多いと思われます。たとえば、政府系機関の実施するイベントに、在中国の自治体事務所が参加して地元をPRするようなケースです。ここではまず、在中国の自治体事務所の活動と、自治体の中国での事業展開に支援が期待できる政府系機関などについて簡単に紹介します。

(1) 在中国自治体事務所の状況

5月号の特集にあるとおり、現在、中国には上海を中心として多くの自治体事務所または業務委

託先（以下、特に明記しない限り、併せて「自治体事務所」とする）が存在しています。具体的には、

- ・自治体が海外に職員を駐在させ、単独または共同で独自事務所を設置運営しているもの
- ・自治体職員は駐在せず、現地法人に業務委託をしているもの

の2つに大きく分けられます。また、これら自治体事務所の活動は一樣ではなく、それぞれの自治体でセールスポイントが異なるため、ウェイトを置く業務にも多少差があります。たとえば、大都市であるAは、相対的に外国人観光客誘致よりは地元企業の進出支援にウェイトを置いているし、有名観光地を抱える地方都市Bはその逆になります。彼らは、中国各地方政府の外事弁公室（自治体の国際課に相当）、商務部（同商工部に相当）、旅遊局（同観光課に相当）などに接触して情報を収集し、本庁や訪中する地元関係者に提供するほか、中国国内で行われる商品見本市にブースを構えてプロモーションを行ったり、中国に進出するために訪中している地元企業の支援を行ったりしています。

自治体事務所の利点と問題点は、基本的には5月号にあるとおりです。利点としては、現地にいることによる情報収集能力の向上や、県内企業などの現地活動にきめ細かな支援ができることです。特に、中国においては、多くの情報が直前まで明らかにされないことが多く、この点は顕著であると思われます。一方、問題点としては、事務所維持のために相当の経費を要する一方、その効果が数字などで目に見えにくいことに加え、最近では事務所設置のための登記や駐在する職員定数に関する制限など、中国特有の制度的な問題もいくつかあるようです。

（2）政府系機関などとの連携

中国には自治体と一定の関係を持つ公共的な機関が、当事務所も含めていくつか存在します。代表的なものを挙げれば、日本貿易振興機構、日本政府観光局、国際協力機構などがあります。これらはいずれも中国に事務所を構え、オールジャパンの観点からそれぞれ独自の活動を行っていますが、自治体との連携活動や支援も行っています。もちろん、当事務所においても各機関と頻繁に連

絡を取り合い、情報交換するなど、連携を図っています。

①日本貿易振興機構（JETRO）

北京をはじめ、中国には上海や大連など7つの事務所を構えています。各地域で地方から進出を目指す企業や自治体職員への情報提供のほか、具体的なサポートも行っています。また、中国各地で行われる商品見本市などで一括確保した場所を、出展を希望する自治体などに提供するなど自治体のプロモーション活動も支援しています。なお、JETRO上海事務所では、2012年12月以降、定期的に在中国の自治体関係者を集めて、中国経済情報交換会を開催し、中国の経済状況および自治体が参加可能な商品見本市などの情報提供を行っています。

②日本政府観光局（JNTO）

北京のほか、中国には上海と香港に事務所を構えています。急速に発展している中国の海外旅行市場において、海外旅行客誘致のためのプロモーションを考えている各自治体に対して、政府機関や各地旅行者から得た情報を提供したり、効果的なプロモーションの仕方などをアドバイスしたりしています。また、中国各地で行われる国際旅行博覧会などにおいてもブースを設置し、自治体と連携して観光プロモーションを展開しています。

③国際協力機構（JICA）

急速な経済成長がもたらした環境問題などの諸課題に直面する中国において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の強化のための協力を展開しています。国際協力の意思を持ち、その技術や経験を活用して開発途上地域に貢献しようとする自治体を支援するとともに、そこに日本各地のリソースを積極的に結びつけて、それらの自治体の国際化を支援することで、地域の活性化を促進することを意図した事業を実施しています。

④その他

国際交流基金や日中経済協会など、その他の団体についても自治体と協力して中国国内で事業を展開しています。中国の各都市や大学において日本を紹介する展示会や留学説明会などを行い、自治体を当地の一般市民や学生などに紹介したり、経済活動を支援したりしており、自治体が中国で

活動をする際の拠点として協力を得ることが期待できます。

クレア北京事務所の役割

自治体の中国における活動拠点として、中国外交部の支持を得て当事務所が開設され、すでに15年が経過しています。この間、当事務所は自治体の中国での活動に際し、訪問希望先への連絡調整や動向などの支援を行う一方、中国の地方政府と自治体との人的交流を進める事業や海外観光客の誘致に資する事業などを展開してきました。ここでは、平成24年度の実績として、3つの事業を紹介します。

①日中地域間交流推進セミナー

日中両国における地域間交流を一層推進するため、2002年以来、中国外交部などの関係機関、地方政府、日本国大使館および自治体事務所などと連携し、毎年中国各都市で開催しています。毎回、日中地方政府間の対話をより強化し、地方が抱える



講演する程中国外交部副部長

る日中共通の課題や解決のノウハウを共有できるようゲストを招いて講演をしていただくほか、相互に交流できるような場を提供しています。

(http://www.clair.org.cn/act_cont/act_cont_3_4_2012_0910.pdf)



中国地方政府関係者に自治体を紹介

②中国北京市場開拓セミナー

在中国の自治体関係者を招き、中国における自治体の地域産品の販路開拓のために、JETROの

協力も得ながら、中国、とくに北京市における市場開拓の契機づくりを目的としたセミナーを開催。すでに中国で事業展開している方々の講演や北京市内の大手スーパー2社の視察を通して、中国における地域産品の販路開拓のためのヒントが得られました。(http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201304_1/1-5.pdf)



実際の店頭で担当者の説明を受ける参加者

③訪日教育旅行プロモーション

中国から日本各地域への教育旅行誘致を促進するため、JNTOの協力を得ながら、参加した自治体がそれぞれ有する魅力・特色を北京において発信するとともに、北京市内旅行エージェントなどの交流を深めるためのセミナーを開催。当日は自治体関係者がそれぞれブースを構え、来場した北京市内の旅行エージェントに対して、教育旅行先としての魅力をアピールするとともに、相互に意見交換をして、誘致のためのヒントを得るなどしました。(http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201304_1/1-2.pdf)



旅行エージェントにPRする自治体関係者

このように、当事務所は、今後も日々情報収集と発信に努めるほか、他団体とも協力しながら事業を展開し、自治体の中国でのさまざまな活動を支援していきます。